



離職された皆様へ

ハローワークはあなたの就職のサポーターです。

失業給付を受けようとする方は…

退職後、あなたの住所を管轄するハローワークに必要な書類を持参のうえ、求職の申込みをする必要があります。詳しくは、1～11ページをご覧ください。

受給手続き先：あなたの住所を管轄するハローワーク（裏面一覧参照）

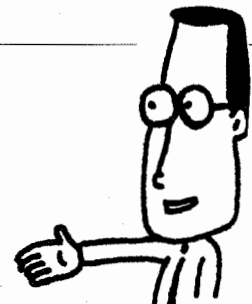
受付時間：平日8:30～17:15（土・日・祝日は休み）

（16時以降は大変混雑が予想されますので、お早めにご来所ください。）

※ 失業給付の支給を受けると老齢厚生年金等が支給されなくなる場合があります。
年齢が60歳から65歳未満の方は、15ページを必ずお読みください。

必要な書類は…

1. 雇用保険被保険者離職票－1及び離職票－2
2. 雇用（失業）保険被保険者証
3. 印かん
4. 本人確認、住居所及び年齢の確認ができる写真付きの官公署発行の書類
※運転免許証、住民基本台帳カード（写真付き）
これがない場合は、
 - ① 旅券（パスポート）
 - ② 住民票記載事項証明書（住民票の写し、印鑑証明書）
 - ③ 国民健康保険被保険者証（健康保険被保険者証）のうちいずれか2種類（①、②、③から各1種類で合計2種類）
5. 写真2枚（3cm×2.5cm程度の正面上半身のもので3カ月以内に撮影されたもの）
6. 本人名義の普通預（貯）金通帳
※郵便局・インターネットバンク・外資系金融機関以外のもの



—ご不明な点がございましたら、ハローワークへお問い合わせください。—

（なお、東京都以外にお住まいの方は、住所を管轄するハローワークへお問い合わせください。）



東京労働局職業安定部
ハローワーク（公共職業安定所）

目 次

1. 雇用保険の失業給付とは…………… 1 ページ
2. 失業給付を受けるためには…………… 1～2 ページ
3. 失業給付金の口座振込について…………… 3 ページ
4. 離職理由をご確認ください…………… 4～5 ページ
5. 給付される日数は…………… 6～7 ページ
6. 給付される金額は…………… 8～9 ページ
7. 給付が始まる時期と受けられる期間…………… 10～11 ページ
8. 疾病等を理由とした受給期間の延長制度…………… 12 ページ
9. 定年退職者等に対する受給期間の延長制度…………… 13 ページ
10. 失業給付を受給しないですぐに再就職した場合は…………… 14 ページ
11. 失業給付と老齢厚生年金との併給調整について…………… 15 ページ
- ※都内ハローワーク（公共職業安定所）所在地一覧…………… 16～17 ページ

1. 雇用保険の失業給付とは

雇用保険の失業給付とは、雇用保険の被保険者の方が、倒産、定年、自己都合等により離職し、働く意思と能力がありながら就職できない場合に、再就職までの一定期間の生活を安定させ、安心して就職活動を行い、一日も早く職業生活へ復帰していただくために支給されるものです。

2. 失業給付を受けるためには

失業給付を受けるためには、次の(1)～(3)の要件をすべて満たしていることが必要です。

(1) 離職の日からさかのぼった一定期間に、次の①、②の「被保険者期間」があること。

① 「一般被保険者」及び「高年齢継続被保険者」であった方

離職日からさかのぼって1カ月ごとに区切った期間に賃金の支払の基礎となった日数が14日以上ある月が6カ月以上あり、かつ、雇用保険に加入していた期間が満6カ月以上あること。(離職票-2の⑨欄参照。)

② 「短時間被保険者」及び「高年齢短時間被保険者」であった方

離職日からさかのぼって1カ月ごとに区切った期間に賃金の支払の基礎となった日数が11日以上ある月が12カ月以上あり、かつ、雇用保険に加入していた期間が満12カ月以上あること。(離職票-2の⑨欄参照。)

※ 離職の日からさかのぼった2年間に被保険者区分の変更があった方や、被保険者であった期間が1年未満の方は、「被保険者期間」の計算が①、②と異なる場合があります。詳しくはハローワークへお問い合わせください。

(2) 「失業」の状態にあること。

「積極的に就職しようとする気持ち」と「いつでも就職できる能力(環境・健康状態)」があり、「積極的に就職活動を行っているにもかかわらず就職できない状態」にあることをいいます。

したがって、次のような場合は失業給付を受けることはできません。

ア 病気やけがですぐに働けないとき(労災保険の休業補償または健康保険の傷病手当金

などの支給を受けている場合も含まれます。)

- イ 妊娠・出産・育児などによりすぐに働けないとき
- ウ 親族の看護に専念し、すぐに働けないとき
- エ 定年などで退職してしばらく休養するとき

上記ア、イ、ウ、エの状態の方は、受給期間を延長する制度がありますので12、13ページをご覧ください。

- オ 結婚して家事に専念するとき
- カ 自営業をはじめたとき（準備を開始した段階を含み、収入の有無を問いません。）また、税理士、公認会計士（補）、社会保険労務士、弁護士、建築士等の有資格者で、法律によりその業務を行うための登録が義務付けられている場合で、その登録（開業登録）をしているとき。
- キ 新しい仕事についたとき（パート、アルバイトなども含み、収入の有無を問いません。）
- ク 会社の役員に就任したとき（事業活動及び収入が無い場合は窓口でご相談ください。）
- ケ 学業に専念するとき
- コ 就職することがほとんど困難な職業や労働条件（賃金・勤務時間等）にこだわり続けるとき
- サ 雇用保険の被保険者とならないような短時間就労のみを希望するとき

(3) ハローワークに「求職の申込み」をしていること。

失業給付を受給するためには、あなたの住所を管轄するハローワークに離職票を提出するとともに、求職の申込みをすることが必要となります。

したがって、離職日の翌日から離職票を提出するまでの期間については、給付の対象とはなりません。

※ 失業給付を受けられる期間は、離職日の翌日から1年間となっております。
「離職票の提出と求職の申込み」が遅れると、給付が途中で打ち切られることがありますのでご注意ください。
詳しくは10～11ページをご覧ください。

3. 失業給付金の口座振込について

◎ 雇用保険の失業給付金の支払については、あなたの希望する金融機関の「普通預（貯）金口座」へ振込んでいます。

このため、離職票－1下部の「求職者給付等払渡希望金融機関指定届」を記入のうえ、受給手続きを行ってください。

なお、以下の金融機関は失業給付金の振込みを行えませんのでご注意ください。

★郵便局 ★外資系銀行 ★インターネットバンク


★最近新設された金融機関の店舗など

◎ 指定届には、あなた名義の普通預（貯）金口座の氏名と口座番号を記入したうえ、振込先金融機関に提出し、確認印及び金融機関コード・店舗コードを記入してもらってください。（あなた名義の普通預（貯）金通帳をお持ちいただいても結構です。）

◎ 振込先金融機関を途中で変更、解約しますと、失業給付金の振込みができなくなることがありますので、住所変更・結婚等に伴いやむを得ず普通預（貯）金口座を変更するときは、前もってハローワーク窓口に出してください。

【記載例】

求職者給付等払渡希望金融機関指定届

あなたの氏名、住所、電話番号を記入してください。	届出者	フリガナ	トウキョウ ハナコ		
		1 氏名	東京 花子		
あなた名義の普通預金（貯金）口座の振込先金融機関名、支店名、口座番号を記入してください。	払渡希望金融機関	フリガナ	ナカヨウギンコウ イイダシシテン		金融機関確認印 
		3 名称	中央銀行 飯田橋支店		
		4 預金（貯金）通帳の記号（口座）番号	1234567		
		◆金融機関へのご願い 雇用保険の失業給付金を受給者の金融機関口座へ迅速かつ正確に振り込むため、下記のことについて御協力をお願いします。 1 上記届出書に記載された事項のうち「氏名」欄及び「4預金（貯金）通帳の記号（口座）番号」欄を確認した上「金融機関確認印」欄に貴金融機関確認印（店舗名の明示されたもの）を押印してください。 2 右の欄に「金融機関コード」を記入してください。		金融機関コード	
振込先金融機関から確認印及び銀行コード・店舗コードを記入してもらってください。（あなた名義の普通預金（貯金）通帳をお持ちいただいても結構です。）		0004 321		受給資格者証 受領印	
		※			

（離職票－1は、離職票－2（別紙）と一体となるものです。必ず一緒に保存しましょう。）

12.02 (KY) 914 甲

4. 離職理由をご確認ください

雇用保険の失業給付金の所定給付日数は、離職理由によって異なる場合があります。

(6～7ページ、「5. 給付される日数は」をご覧ください。)

離職票-2の⑦欄には、事業主が離職の理由に該当する事業主用チェック欄に○印を付けるとともに具体的事情記載欄にその事情を記入しています。あなたの考える離職理由と相違ないか確認してください。

離職票と共に交付されたリーフレット「離職票の離職理由欄の確認方法について」、離職票-2の裏面、及び下記の記載例を参考として記入してください。

事業主が記入した離職理由と、あなたの記入した離職理由が異なる場合

あなたの主張を客観的に証明できる書類をご持参ください。

事業主が記入した離職理由とあなたの記入した離職理由が同じ場合

年齢、被保険者であった期間、離職理由欄の記載内容に基づき、ハローワークにおいて、所定給付日数及び給付制限の有無(10ページ、「7. 給付が始まる時期と受けられる期間」をご覧ください。)を判断することとなります。

【記載例】

(チェック欄)

ア 事業主記入欄 …………… 事業主が○印をつけた離職理由が事実と相違ないか確認してください。

イ 離職者記入欄 …………… あなたの考える離職理由に○印をつけてください。

(具体的事情記載欄)

ア 事業主記載欄 …………… 事業主が記載した具体的離職理由を確認してください。

イ 離職者記載欄 …………… 事業主が記載した具体的離職理由が事実と異なる場合に、この欄にできる限り具体的に記載してください。

なお、事業主が記載した具体的離職理由が事実のとおりであれば、「同上」と記入してください。

(⑰欄)

以上の記入が終わりましたら、この欄に記名押印または自筆による署名をしてください。

⑦離職理由欄…離職者の方は、主たる離職理由が該当する理由を1つ選択し、左の離職者記入欄の□の中に○印を記入の上、下の具体的な事情記載欄に具体的な事情を記載してください。

【離職理由は所定給付日数・給付制限の有無に影響を与える場合があります、適正に記載してください。】

事業主 記入欄	離職者 記入欄	離職理由	※離職区分
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	1 事業所の倒産等によるもの … (1) 倒産手続開始、手形取引停止による離職 … (2) 事業所の廃止又は事業活動停止後事業再開の見込みがないため離職	1 A
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	2 定年、労働契約期間満了等によるもの … (1) 定年による離職(定年 歳) … (2) 採用又は定年後の再雇用時等にあらかじめ定められた雇用期限到来による離職 … (3) 労働契約期間満了による離職 ① 一般労働者派遣事業に雇用される派遣労働者のうち常時雇用される労働者以外の者 (1回の契約期間 箇月、通算契約期間 箇月、契約更新回数 回) a 労働者が以後同一の派遣元事業主における派遣就業を希望しない旨を明らかにした場合 b 労働者が以後被保険者とならないような派遣就業のみを希望した場合 c 事業主が以後派遣就業を指示しない旨を明らかにした場合 d 事業主が以後被保険者とならないような派遣就業のみを指示することとした場合 e 最後の雇用契約期間の終了日からおおむね1月以内に派遣労働者の適用基準に該当する次の派遣就業が開始されなかったとき (a) 労働者が、最後の派遣就業の終了日からおおむね1月以内に開始される派遣就業の指示を拒否したことによる場合 (b) 事業主が、最後の雇用契約期間の終了日からおおむね1月以内に開始される派遣就業の指示を行わなかったことによる場合(指示した派遣就業が取りやめになったことによる場合を含む。) (a、b又はe(a)に該当する場合は、更に下記の4のうち、該当する主たる離職理由を更に1つ選択し、○印を記入してください。該当するものがない場合は下記の5に○印を記入した上、具体的な理由を記載してください。) ② 上記①以外の労働者 (1回の契約期間 箇月、通算契約期間 箇月、契約更新回数 回) (事業主・労働者の意思により契約更新せず) … (4) 早期退職優遇制度、選択定年制度等により離職 … (5) 移籍出向	1 B 2 B 3 A 3 B 3 C 4 D 5 E
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	3 事業主からの働きかけによるもの … (1) 解雇(重責解雇を除く。) … (2) 重責解雇(労働者の責めに帰すべき重大な理由による解雇) … (3) 希望退職の募集又は退職勧奨 … ① 事業の縮小又は一部休廃止に伴う人員整理を行うためのもの … ② その他(理由を具体的に)	1 A
<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	4 労働者の判断によるもの (1) 職場における事情による離職 … ① 労働条件に係る重大な問題(賃金低下、賃金遅配、過度な時間外労働、採用条件との相違等)があったと労働者が判断したため … ② 就業環境に係る重大な問題(故意の排斥、嫌がらせ等)があったと労働者が判断したため … ③ 事業所での大規模な人員整理があったことを考慮した離職 … ④ 職種転換等に適応することが困難であったため(教育訓練の有・無) … ⑤ 事業所移転により通勤困難となった(なる)ため(旧(新)所在地:) … ⑥ その他(理由を具体的に) (2) 労働者の個人的な事情による離職(一身上の都合、転職希望等) … ① 職務に耐えられない体調不良、けが等があったため … ② 妊娠、出産、育児等のため … ③ 家庭の事情の急変(父母の扶養、親族の介護等)があったため … ④ 配偶者等との別居生活が継続困難となったため … ⑤ 転居等により通勤困難となったため(新住所:) … ⑥ その他(理由を具体的に) … 5 その他(1-4のいずれにも該当しない場合) (理由を具体的に)	1 B 2 B 3 A 3 B 3 C 4 D 5 E
<p>具体的事情記載欄(事業主用)</p> <p style="text-align: center; font-size: 2em;">転職希望</p> <p>具体的事情記載欄(離職者用) 事業主が記載した内容に異議がない場合は「同上」と記載してください。</p> <p>平成19年になり、4月・5月・6月の給与の支払いが1週間程遅れたために、不安を覚え7月末で退職。</p>			

裏面を必ず読んで下さい

⑧離職者本人の判断(○で囲むこと)

事業主が○を付けた離職理由に異議 有り・無し

⑨ ⑦欄の自ら記載した事項に間違いがないことを認めます。

記名押印又は自筆による署名(離職者氏名)

東京花子



5. 給付される日数は

失業給付を受けることができる日数は、離職の日における「被保険者であった期間」などに応じて下記(1)、(2)のとおり定められています。

※「被保険者であった期間」には、今回離職した事業所以前の雇用保険に加入していた期間を通算することができます。ただし、失業給付（再就職手当等を含む）を受給した場合、雇用保険の資格を喪失してから再び雇用保険に加入するまでの期間が1年以上空いている場合には、通算できません。（14ページ参照。）

(1) 65歳未満で離職された方

失業の認定を受けた各日について、下記の日数を限度として支給されます。

ア 一般の受給資格者（定年退職や自己の意思で離職した者）

被保険者であった期間 離職時等の年齢		1年未満	1年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
		全年齢共通			90日
障害者等の 就職困難者	45歳未満	150日	300日		
	45歳以上 65歳未満		360日		

イ 特定受給資格者（倒産、解雇等により離職を余儀なくされた者）

被保険者であった期間 離職時等の年齢		1年未満	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
		30歳未満		90日	90日	120日
30歳以上 35歳未満		180日	210日			240日
35歳以上 45歳未満					180日	
45歳以上 60歳未満		180日	240日			270日
60歳以上 65歳未満		150日	180日		210日	240日
障害者等の 就職困難者	45歳未満	150日	300日			
	45歳以上 65歳未満		360日			

(2) 65歳以上で離職された方

失業の認定を受けた後、下記の日数分を限度として一時金で支給されます。

被保険者であった期間	1年未満	1年以上
高年齢求職者給付金の額	30日分	50日分

特定受給資格者とは

特定受給資格者とは、離職理由が、倒産・解雇等により再就職の準備をする時間的余裕なく離職を余儀なくされた受給資格者（具体的には以下の「特定受給資格者の判断基準」に該当する方）です。

これに該当する方の所定給付日数は6ページのイの表をご覧ください。

【特定受給資格者の判断基準】

I 「倒産」等により離職した者

- ① 倒産（破産、民事再生、会社更生等の各倒産手続の申立て又は手形取引の停止）に伴い離職した者
- ② 事業所において大量雇用変動の届出がされたため離職した者及び当該事業主に雇用される被保険者の3分の1を超える者が離職したため離職した者
- ③ 事業所の廃止に伴い離職した者
- ④ 事業所の移転により、通勤することが困難となったため離職した者

II 「解雇」等により離職した者

- ① 解雇（重責解雇を除く。）により離職した者
- ② 労働契約の締結に際し明示された労働条件が事実と著しく相違したことから離職した者
- ③ 賃金（退職手当を除く。）の額を3で除して得た額を上回る額が支払期日までに支払われなかった月が引き続き2カ月以上となったこと等により離職した者
- ④ 賃金が、当該労働者に支払われていた賃金に比べて85%未満に低下した（又は低下することとなった）ため離職した者（当該労働者が低下の事実について予見し得なかった場合に限る。）
- ⑤ 離職直前3カ月間に、労働基準法に基づき定める基準に規定する時間（各月45時間）を超える時間外労働が行われたため、又は事業主が危険若しくは健康障害の生ずるおそれがある旨を行政機関から指摘されたにもかかわらず、事業所において当該危険若しくは健康障害を防止するために必要な措置を講じなかったため離職した者
- ⑥ 事業所が労働者の職種転換等に際して、当該労働者の職業生活の継続のために必要な配慮を行っていないため離職した者
- ⑦ 期間の定めのある労働契約の更新により3年以上引き続き雇用されるに至った場合において当該労働契約が更新されないこととなったことにより離職した者
- ⑧ 上司、同僚等からの故意の排斥又は著しい冷遇若しくは嫌がらせを受けたことによって離職した者
- ⑨ 事業主から直接若しくは間接に退職するよう勧奨を受けたことにより離職した者（従来から設けられている「早期退職優遇制度」等に応募して離職した場合はこれに該当しない。）
- ⑩ 事業所において使用者の責めに帰すべき事由により行われた休業が引き続き3カ月以上となったことにより離職した者
- ⑪ 事業所の業務が法令に違反したため離職した者

6. 給付される金額は

雇用保険で受給できる1日あたりの金額を「基本手当日額」といいます。

この「基本手当日額」は原則として離職した日の直前6カ月に毎月きまって支払われた賃金の合計を180で割って算出した金額（これを「賃金日額」といいます。）のおよそ5～8割（60～64歳については4.5～8割）となっており、賃金の低い方ほど高い率となっています。

基本手当日額は、離職時の年齢に応じて下表を参考にしてください。

(1) 離職時の年齢が30歳未満の方

賃金日額	給付率	基本手当日額
2,070円～4,080円	8割	1,656円～3,264円
(※1)4,080円～11,820円	8割～5割	3,264円～5,910円
11,820円～12,730円	5割	5,910円～6,365円
12,730円～	—	6,365円（上限額）

(2) 離職時の年齢が30歳以上45歳未満の方

賃金日額	給付率	基本手当日額
2,070円～4,080円	8割	1,656円～3,264円
(※1)4,080円～11,820円	8割～5割	3,264円～5,910円
11,820円～14,140円	5割	5,910円～7,070円
14,140円～	—	7,070円（上限額）

(3) 離職時の年齢が45歳以上60歳未満の方

賃金日額	給付率	基本手当日額
2,070円～4,080円	8割	1,656円～3,264円
(※1)4,080円～11,820円	8割～5割	3,264円～5,910円
11,820円～15,550円	5割	5,910円～7,775円
15,550円～	—	7,775円（上限額）

(4) 離職時の年齢が60歳以上65歳未満の方

賃金日額	給付率	基本手当日額
2,070円～4,080円	8割	1,656円～3,264円
(※2) 4,080円～10,590円	8割～4.5割	3,264円～4,765円
10,590円～15,060円	4.5割	4,765円～6,777円
15,060円～	—	6,777円 (上限額)

(5) 離職時の年齢が65歳以上の方

賃金日額	給付率	基本手当日額
2,070円～4,080円	8割	1,656円～3,264円
(※1) 4,080円～11,820円	8割～5割	3,264円～5,910円
11,820円～12,730円	5割	5,910円～6,365円
12,730円～	—	6,365円 (上限額)

(注) ※印の部分の基本手当日額の正確な算出式は次のとおりです。

※1

$$Y = (-3W^2 + 74,160W) / 77,400$$

W=賃金日額、Y=基本手当日額

※2

$$Y = (-7W^2 + 132,720W) / 130,200$$

$$Y = 0.05W + 4,236$$

のいずれか低い方の額

W=賃金日額、Y=基本手当日額

なお、「賃金日額下限額」及び「基本手当日額下限額」が下表のように定められています。

賃金日額下限額	基本手当日額下限額
2,070円	1,656円

※上記の金額及び計算式は、雇用保険法第18条の規定により、前年度の毎月勤労統計における平均給与額の変動比率に応じて、毎年8月1日以降変更となることがあります。

7. 給付が始まる時期と受けられる期間

● 給付が始まる時期は

ハローワークへ来所し離職票の提出と求職の申込みを行った日（受給資格決定日）から失業状態の日が通算して7日間は支給されません。（これを待期といいます。）

その後……①会社都合（倒産、人員整理など）による解雇や、定年などの理由で離職された方は、

→待期（7日間）の翌日から支給の対象となります。… **例1参照**

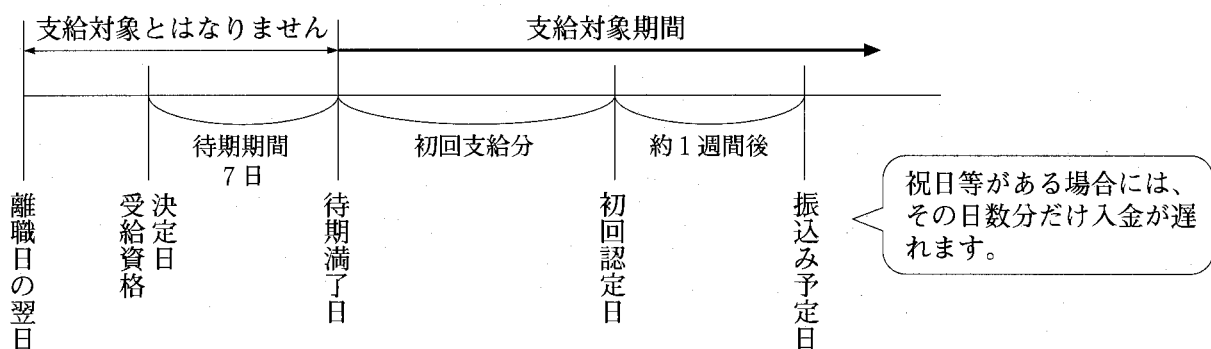
②自己の都合により離職した方や自己の責任による重大な理由により解雇された方は

→待期（7日間）後、さらに3カ月経過した日の翌日から支給の対象となります。

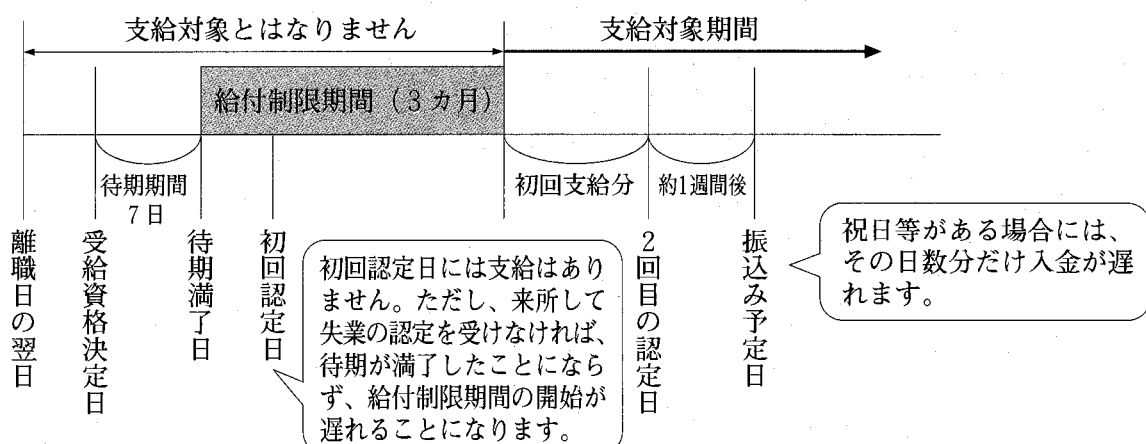
（これを給付制限といいます。）… **例2参照**

③なお、「自己の都合」による退職であってもやむを得ない事情によるものとハローワークが判断した場合は、①と同様の取り扱いを受けられる場合があります。

例1 会社の都合により離職した場合



例2 自己の都合により離職した場合



給付金は、安定所長が指定する認定日（失業の状態にあったことを確認する日）にハローワークに来所し、待期の翌日から認定日前日（給付制限のある方は給付制限期間の翌日から認定日前日まで）の失業と認定された日数分が、認定日から約1週間後に、あなたの指定した普通預（貯）金口座に振り込まれます。（祝日等がある場合には、その日数分だけ入金が遅れます。）

この認定日は、初回の認定日は受給資格決定日のおおむね3週間後に、その後は原則として4週間ごとに指定されます。（初回の認定日は、受給資格決定時に安定所長が指定します。）

※ 高年齢求職者給付金は一時金であるため、失業の認定は原則1回となります。

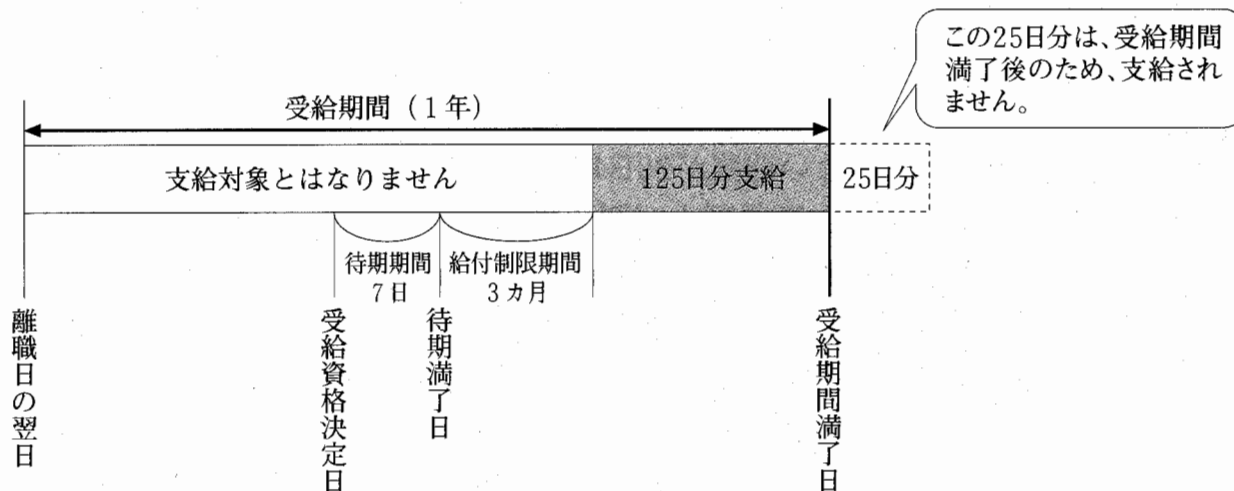
● 支給を受けられる期間は

支給を受けられる期間は、離職した日の翌日から1年間（受給期間）となっており、この期間内に所定給付日数分を限度として受給することとなります。

（ただし、所定給付日数330日の方の受給期間は1年+30日、360日の方は、1年+60日となります。）

したがって、離職後、相当期間を経過した後に受給の手続きをした場合は、下図のように受給期間満了日以後、給付日数が残っていても給付が打ち切られることがありますので、ご注意ください。

【所定給付日数が150日の方（自己の都合により離職した場合）】



8. 疾病等を理由とした受給期間の延長制度

雇用保険の受給期間は、原則として離職した日の翌日から1年間（所定給付日数330日の方は1年+30日、360日の方は1年+60日）ですが、その間に下記の理由により引き続き30日以上働くことができなくなったときは、その働くことのできなかった日数だけ、受給期間を延長することができます。

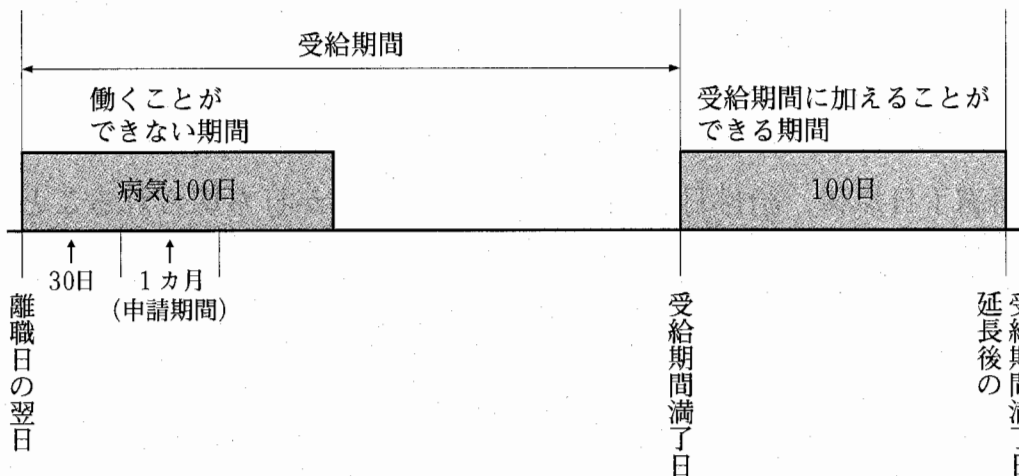
ただし、延長できる期間は最大限3年間となっています。

なお、所定給付日数330日及び360日の方の延長できる期間は、それぞれ最大限3年-30日及び3年-60日となります。（給付制限の対象となる場合は異なります。）

〔延長できる理由〕

- ア. 妊娠 イ. 出産 ウ. 育児（3歳未満） エ. 本人の病気、けが
- オ. 親族等の看護（6親等以内の血族、配偶者及び3親等以内の姻族）
- カ. 事業主の命により海外勤務する配偶者に同行
- キ. 青年海外協力隊など公的機関が行う海外技術指導による海外派遣

〔在職中からの病気等により、働けない状態で離職した場合〕



申請期間 働くことができない期間が30日経過した日の翌日から1カ月以内です。

なお、離職理由と延長理由が同一の場合は、離職日の翌日以後30日を経過した日の翌日から1カ月以内です。

申請手続 受給期間延長申請を行う場合には、離職票と延長理由を確認できる書類、及び印鑑を持参して、受給期間延長申請書を住所又は居所を管轄するハローワークへ提出してください。この場合、代理人又は郵送により申請することもできますが、代理人の場合は委任状が必要です。（受給期間延長申請書の用紙は、ハローワークに備え付けてあります。）

※ なお、高年齢継続被保険者、高年齢短時間被保険者、短期雇用特例被保険者であった方には適用されません。

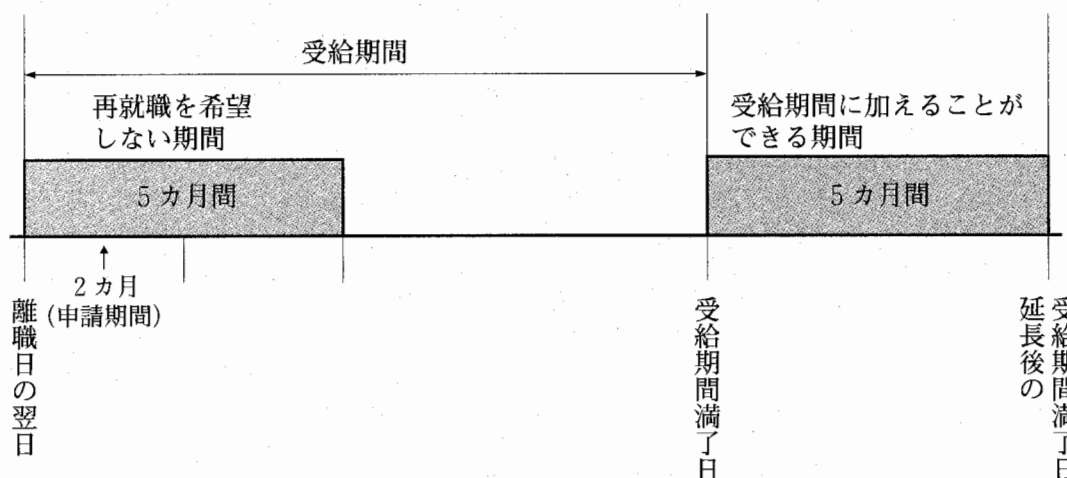
9. 定年退職等に対する受給期間の延長制度

「60歳以上の定年に達して離職した方」や「60歳以上の定年後の勤務延長等により同一の事業所で引き続き被保険者として雇用され、その期間の終了により離職した方」が離職日の翌日から一定の期間再就職を希望しない場合には、その期間（最長1年）をハローワークへ申請することにより、受給期間を延長することができます。

なお、延長後の受給期間内に前記8の「延長できる理由」に該当する場合には、さらに延長が認められます。

ただし、この場合でも延長できる期間は最大限3年（所定給付日数360日の方は3年－60日）となります。

[一定期間再就職を希望しない場合]



申請期間 離職日の翌日から2カ月以内です。

申請手続 離職票と印鑑を持参して、受給期間延長申請書を住所又は居所を管轄するハローワークへ提出してください。

(受給期間延長申請書の用紙は、ハローワークに備え付けてあります。)

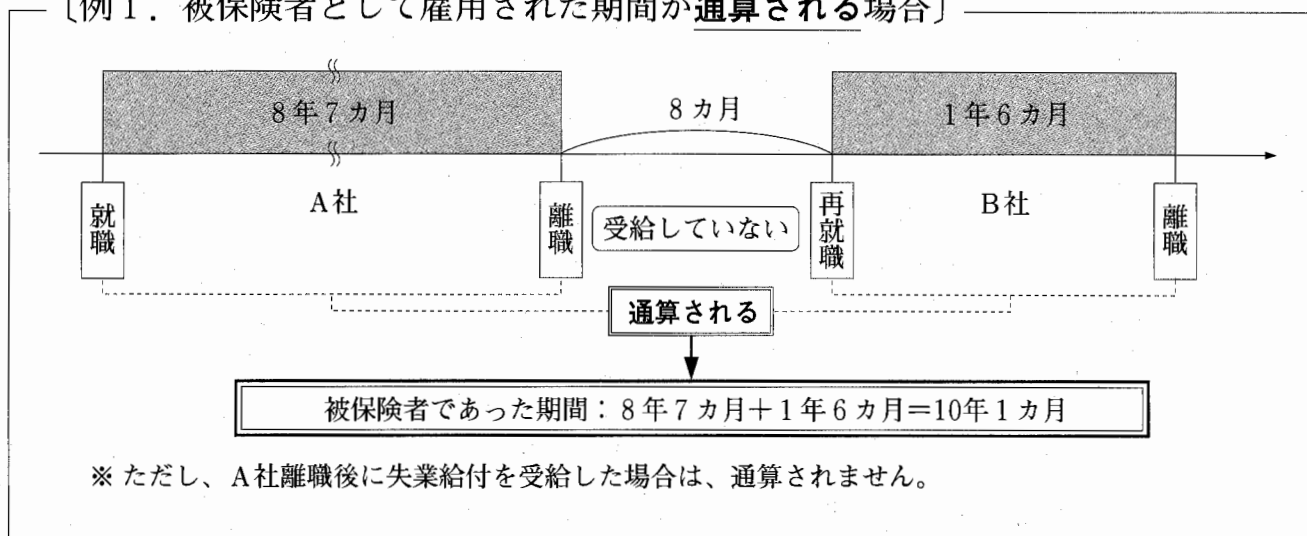
※ なお、高年齢継続被保険者、高年齢短時間被保険者、短期雇用特例被保険者であった方には適用されません。

10. 失業給付を受給しないですぐに再就職した場合は

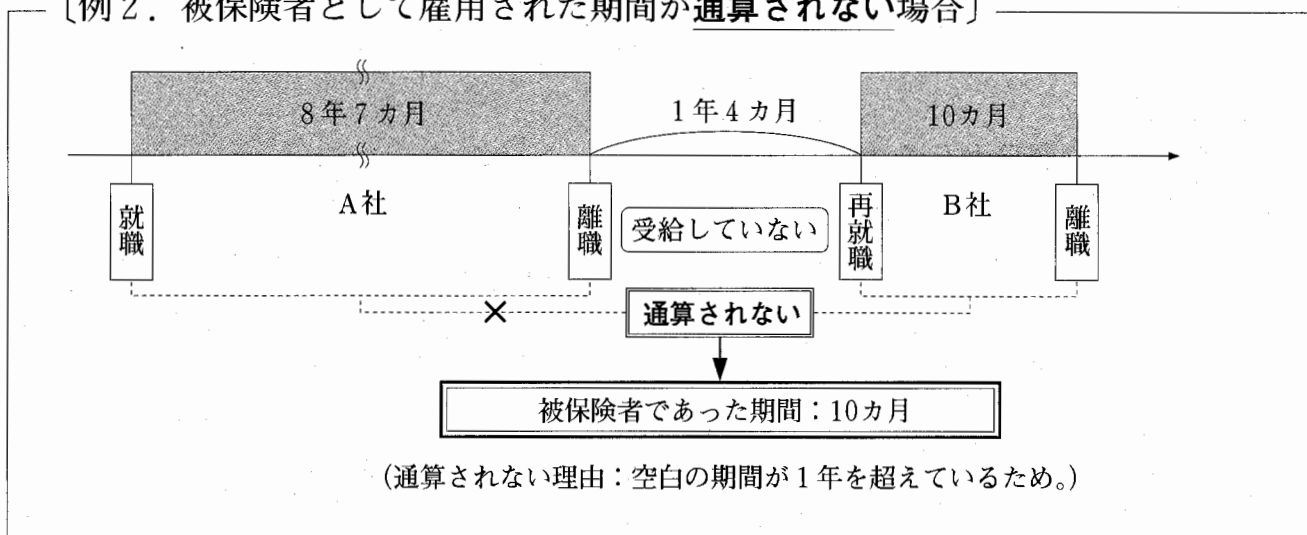
すでに再就職が決まっている方は、失業の状態ではありませんので失業給付の支給対象にはなりません。受給期間（11ページ参照）中に再就職先を退職するなど失業の状態になったときは、その時点で受給手続きができる場合がありますので、**離職票は大切に保管**してください。

なお、失業給付（再就職手当等を含む）を1日も受給せずに再就職し、再び雇用保険の被保険者になった場合で、その空白の期間が1年以内のときは、前の会社での「被保険者として雇用された期間」と再就職後の「被保険者として雇用された期間」が通算されますので、再就職先に「雇用保険被保険者証」を提出してください。

〔例1. 被保険者として雇用された期間が通算される場合〕



〔例2. 被保険者として雇用された期間が通算されない場合〕



※ 過去に失業給付（再就職手当等を含む）を受給した場合は、それ以前の期間は通算されません。

11. 失業給付と老齢厚生年金との併給調整について

受給手続きのために求職の申込みをした場合、老齢厚生年金の支給が停止されます。

●年金が支給停止

65歳未満の老齢厚生年金を受けられる方が、失業給付を受けるために求職の申込みをした場合は、失業給付の支給が終了するまでの間、老齢厚生年金の支給が停止されます。

●老齢厚生年金が対象

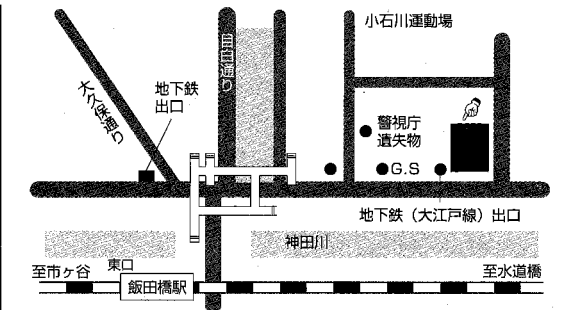
失業給付との調整の対象となる年金は、60歳代前半の老齢厚生年金です（下記参照）。ただし、65歳未満で受けられる繰り上げ支給の老齢基礎年金については、調整対象とはなりません。

失業給付との調整の対象となる年金

- ・老齢厚生年金で65歳未満の人に支給されるもの（特例老齢年金を含む）
- ・国家公務員共済組合法による退職共済年金で65歳未満の人に支給されるもの
- ・地方公務員等共済組合法による退職共済年金で65歳未満の人に支給されるもの
- ・私立学校教職員共済法による退職共済年金で65歳未満の人に支給されるもの
- ・農林漁業団体職員共済組合法による退職共済年金で65歳未満の人に支給されるもの

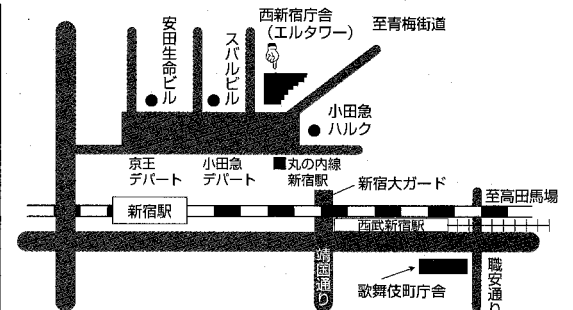
※ 詳細については、最寄りの社会保険事務所等にお問い合わせください。

飯田橋公共職業安定所



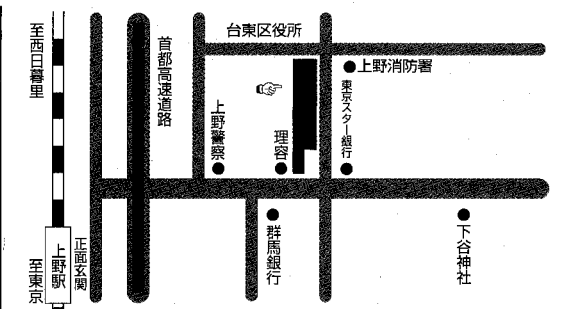
〒112-8577 文京区後楽1-9-20 ☎ (3612) 8609
JR総武線・地下鉄東西線・有楽町線・南北線飯田橋駅下車 徒歩5分 大江戸線徒歩1分

新宿公共職業安定所
(西新宿庁舎)



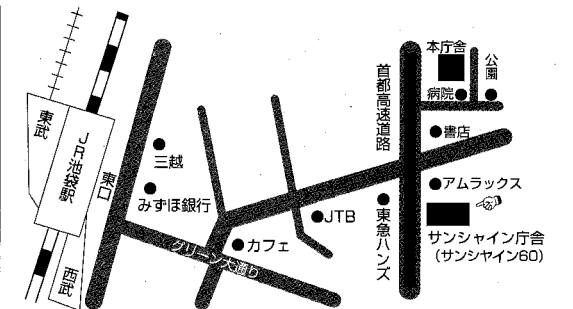
〒163-1523 新宿区西新宿1-6-1 新宿エルタワー23階 ☎ (5325) 9580
JR山手線新宿駅下車 徒歩2分

上野公共職業安定所



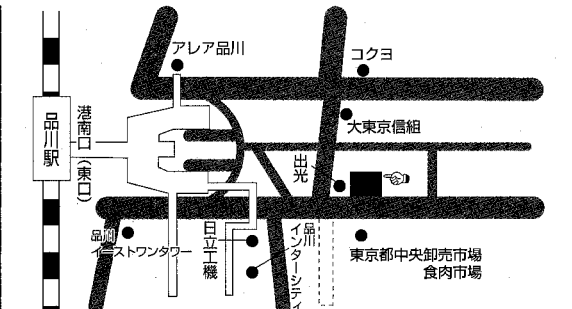
〒110-8609 台東区東上野4-1-2 ☎ (3847) 2587
JR山手線上野駅下車 徒歩5分

池袋公共職業安定所
(サンシャイン庁舎)



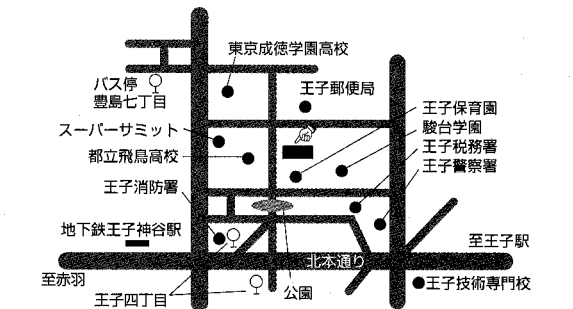
〒170-6026 豊島区東池袋3-1-1 サンシャイン60・26階 ☎ (5958) 8609
JR山手線池袋駅下車 徒歩10分 地下鉄有楽町線東池袋駅下車 徒歩10分

品川公共職業安定所



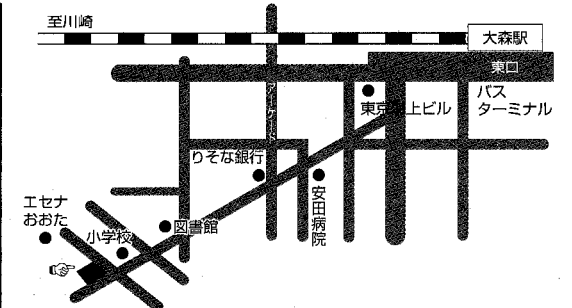
〒108-0075 港区港南2-5-12 品川NBSビル ☎ (3450) 8609
JR山手線品川駅下車 徒歩3分

王子公共職業安定所



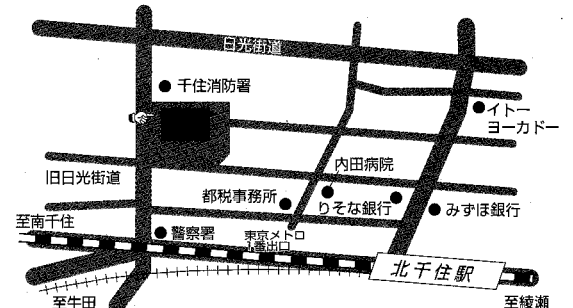
〒114-0002 北区王子6-1-17 ☎ (5390) 8611 (給付課)・(5390) 8609 (代表)
地下鉄南北線王子神谷駅下車 徒歩7分 都営バス王子四丁目下車 徒歩3分

大森公共職業安定所



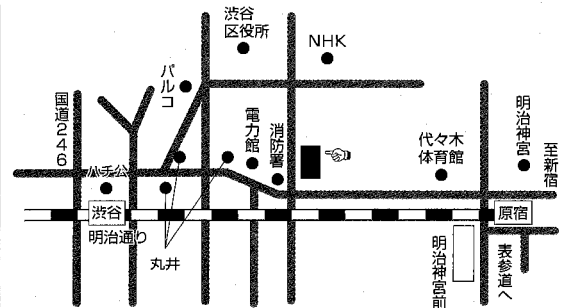
〒143-8588 大田区大森北4-16-7 ☎ (5493) 8796 (給付課)・(5493) 8609 (代表)
JR京浜東北線大森駅下車 徒歩8分

足立公共職業安定所



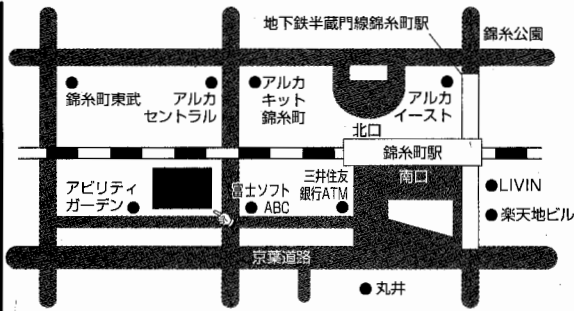
〒120-8530 足立区千住1-4-1 東京芸術センター6F~8F ☎ (3870) 8893
JR・東武・地下鉄・北千住駅下車 徒歩6分

渋谷公共職業安定所



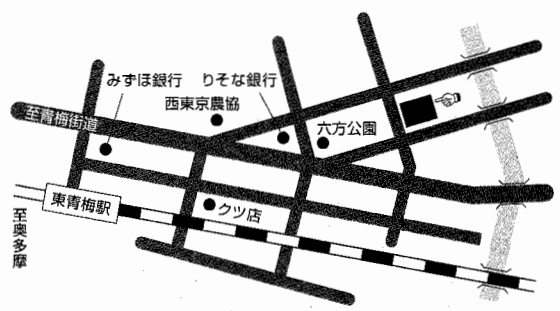
〒150-0041 渋谷区神南1-3-5 ☎ (3476) 8609
JR山手線渋谷駅下車 徒歩10分

墨田公共職業安定所



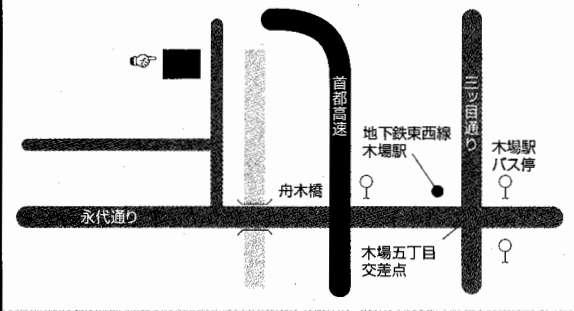
〒130-8609 墨田区江東橋2-19-12 ☎ (5669) 8609
 JR 総武線錦糸町駅・地下鉄半蔵門線錦糸町駅下車 徒歩2分

青梅公共職業安定所



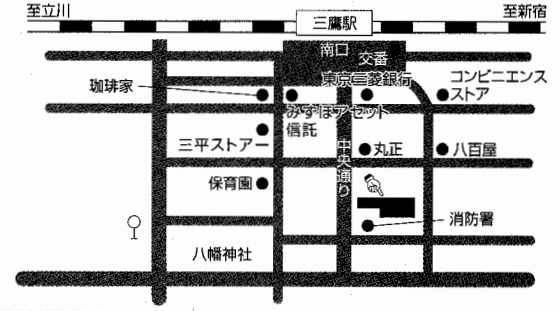
〒198-0042 青梅市東青梅3-12-16 ☎ 0428 (24) 8609
 JR 青梅線東青梅駅下車 徒歩6分

木場公共職業安定所



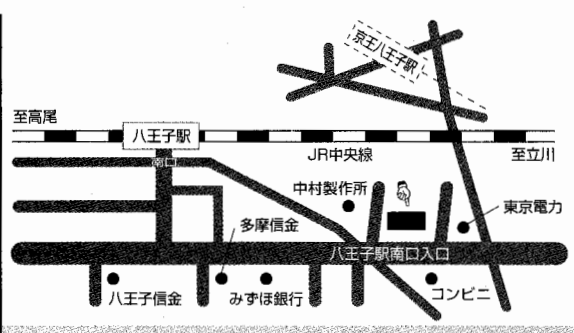
〒135-8609 江東区木場2-13-19 ☎ (3643) 8603
 地下鉄東西線木場駅下車 徒歩3分 都営バス木場駅下車 徒歩3分

三鷹公共職業安定所



〒181-8517 三鷹市下連雀4-15-18 ☎ 0422 (47) 8649
 JR 中央線三鷹駅下車 徒歩14分

八王子公共職業安定所



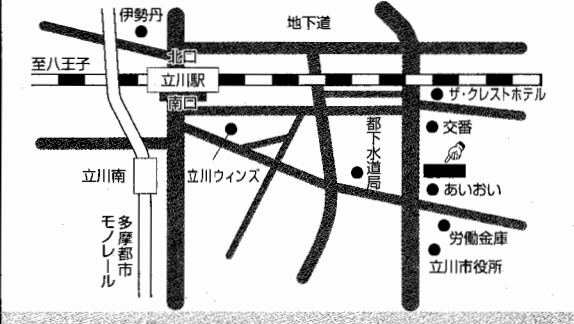
〒192-0904 八王子市子安町1-13-1 ☎ 042 (648) 8656
 JR 中央線八王子駅下車 徒歩3分

町田公共職業安定所



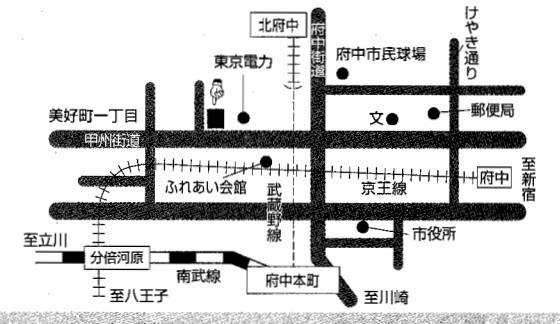
〒194-0022 町田市森野2-28-14 ☎ 042 (732) 7399
 JR 横浜線町田駅下車 徒歩13分 小田急町田駅下車 徒歩10分

立川公共職業安定所



〒190-8509 立川市錦町1-9-21 ☎ 042 (525) 8609
 JR 中央線立川駅下車・多摩都市モノレール立川南駅下車 徒歩7分

府中公共職業安定所



〒183-0045 府中市美好町1-3-1 ☎ 042 (336) 8666
 京王線府中駅下車 徒歩7分 京王線・JR 南武線・分倍河原下車 徒歩8分

お知らせ

失業給付の受給の手続きにつきましては、平日の午前8時30分から午後5時15分までとなっております。
 ※ 都内のハローワーク（出先施設含む）では、職業の相談・紹介を平日は午後7時、土曜日は午後5時までに行っている施設がありますが、失業給付の受給の手続きにつきましては、上記の時間帯（平日8：30～17：15、土・日・祝日は休み）となりますのでご注意ください。

都内 ハローワーク 一覧

一雇用保険の受給手続きは、あなたの住所を管轄するハローワークへ

あなたの住所	管轄 ハローワーク	所在地 (もより駅)	〔郵便番号〕	電話番号
千代田区、中央区、文京区、大島、三宅島、八丈島などの島しょ地区 (※島しょ地区にお住まいの方は各町村役場で取次ぎをしています。)	飯田橋	文京区後楽 1-9-20 (JR 飯田橋)	〔112-8577〕	03-3812-8609
台東区	上野	台東区東上野 4-1-2 (JR 上野)	〔110-8609〕	03-3847-2587
港区、品川区	品川	港区港南 2-5-12 品川NBSビル (JR 品川)	〔108-0075〕	03-3450-8609
大田区	大森	大田区大森北 4-16-7 (JR 大森)	〔143-8588〕	03-5493-8796(給付) 03-5493-8609(代表)
渋谷区、世田谷区、目黒区	渋谷	渋谷区神南 1-3-5 (JR 渋谷)	〔150-0041〕	03-3476-8609
中野区、杉並区、新宿区	新宿	新宿区西新宿 1-6-1 新宿エルタワー23階 (JR 新宿)	〔163-1523〕	03-5325-9580
豊島区、板橋区、練馬区	池袋	豊島区東池袋 3-1-1 サンシャイン60・26階 (JR 池袋)	〔170-6026〕	03-5958-8609
北区	王子	北区王子 6-1-17 (JR 王子、南北線王子神谷)	〔114-0002〕	03-5390-8611(給付) 03-5390-8609(代表)
足立区、荒川区	足立	足立区千住 1-4-1 東京芸術センター6F~8F (JR北千住)	〔120-8530〕	03-3870-8893
墨田区、葛飾区	墨田	墨田区江東橋 2-19-12 (JR 錦糸町)	〔130-8609〕	03-5669-8609
江戸川区、江東区	木場	江東区木場 2-13-19 (東西線木場)	〔135-8609〕	03-3643-8603
八王子市、日野市	八王子	八王子市市安町 1-13-1 (JR 八王子)	〔192-0904〕	042-648-8656
立川市、昭島市、小金井市、小平市、東村山市、国分寺市、国立市、東大和市、武蔵村山市	立川	立川市錦町 1-9-21 (JR 立川)	〔190-8509〕	042-525-8609
青梅市、福生市、あきる野市、西多摩郡、羽村市	青梅	青梅市東青梅 3-12-16 (JR 東青梅)	〔198-0042〕	0428-24-8609
三鷹市、武蔵野市、西東京市、清瀬市、東久留米市	三鷹	三鷹市下連雀 4-15-18 (JR 三鷹)	〔181-8517〕	0422-47-8649
町田市	町田	町田市森野 2-28-14 (小田急線町田)	〔194-0022〕	042-732-7399
府中市、調布市、多摩市、稲城市、狛江市	府中	府中市美好町 1-3-1 (京王線府中)	〔183-0045〕	042-336-8666

【注】他府県にお住まいの方は、あなたの住所を管轄するハローワークで受給手続きをしてください。